

## 第103回産業統計部会・第106回サービス統計・企業統計部会（合同部会）議事録

1 日 時 令和3年4月28日（水）9:30～12:00

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

川崎 茂（部会長）、椿 広計（部会長）、岩下 真理、宮川 努

【臨時委員】

宇南山 卓、菅 幹雄、成田 礼子

【審議協力者】

内閣府、農林水産省、経済産業省、東京都、大阪府、日本銀行

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課：上田課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：荒川室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：中村審査官、大村国際統計企画官ほか

4 議 題 経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について

5 議事録

○椿部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第103回産業統計部会・第106回サービス統計・企業統計部会の合同部会を開催します。今日も緊急事態宣言が出されていますので、Web会議とさせていただきます。いろいろ御不便をかけるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

なお、本日は、宮川委員が10分ほど遅れて御参加の予定と伺っております。

委員の皆様におかれましては、9時半と朝早くから御参加いただいたことを感謝申し上げます。

本日は、4月2日の1回目の合同部会に引き続きまして、「経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止」について審議を行います。

それでは、本日の配布資料について、事務局から確認をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）室経済統計担当統計審査官室副統計審査官 本日の配布資料につきましては、議事次第にございますとおり、資料1-1から資料3とその別添、それから参考1は前回の資料を再配布したものになります。資料1-1から1-3は委員会での諮問時の資料でございまして、資料2が、今回予定している基幹統計の再

編に関する考え方ですとか、今後御審議いただくに当たっての論点を提示しているものとなります。資料3は、調査実施者がそれに対して回答した資料でございます。資料3には別添1から5がございます。今回新たに配布した資料としまして、前回の部会での御指摘を踏まえて、調査実施者が作成した資料4-1から4-3がございます。

また、参考資料といたしまして、参考1が委員等名簿、参考2が日程、参考3が前回部会の議事概要でございます。

メールでお送りした資料に過不足等ございましたら、おっしゃっていただければと思います。特段ございませんか。

○樫部会長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議は12時までを予定しておりますけれども、審議の状況によっては予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思っておりますので、御容赦いただければと思います。ただ、12時を過ぎるような場合、御予定のある方は御退席いただいて結構です。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、早速審議に入ります。

4月22日に統計委員会が開催されまして、その際、審議状況を報告しました。そこで委員から御発言がありましたので、まず、これについて事務局から紹介いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○中村総務省政策統括官（統計基準担当）室経済統計担当統計審査官 それでは、私から内容を御紹介させていただきます。

4月22日の統計委員会におきまして、樫部会長から資料に基づいて説明いただきまして、その後、委員から発言がございました。

まず、伊藤委員から、報告者負担の観点から、支払利息につきましては法人企業統計調査でも把握されているが、本調査は暦年、一方で法人企業統計調査は事業年度で、その調査に合わせて再集計を行っている。報告者の負担感とのバランスを考慮して御検討いただきたいという御意見がございました。

それから、宮川委員から、企業の実態を把握する統計調査としては、法人企業統計調査、それからこの経済構造実態調査、それから経済産業省企業活動基本調査等、様々あって、どの調査を企業統計の軸とするのか、そのようなことを考える必要があるのではないかと、後は、国際比較に課題があって、例えば経済センサスでどのようなことを把握するか、属性別にはどのようなものがあれば良いかなどの考え方を整理してほしいといった御発言がございまして、さらに、OECDでの企業の実態把握の必要性の理由ですとか、国際動向から取り残されないように取り組む必要があるのではないかとといった御意見がございました。これにつきましては、今回の諮問審議におきましてはなかなか取扱いが難しいということでございまして、北村委員長から、これは基本計画にも関連してくる話ということで、別途、場を設けて議論すると御発言いただいて、宮川委員からも了解いたしましたという話で整理されてございます。

私からの紹介は以上になります。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これらの御発言については今後の審議の参考としていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。現在の時点で何か特段の御意見があれば、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、前回、審査メモの「2 製造業事業所調査の新設」の(1)まで御審議いただいたところです。

本日は、まず、審議を先に進めるとして、その続きから御審議いただきたいと思います。前回の部会で継続審議とした支払利息等の廃止のほか、御指摘いただいた点に関する説明は、本日の審議の後半に行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料2の審査メモの10ページからの「製造業事業所調査の新設」に伴う「(2) 報告を求める個人又は法人その他の団体」及び「(3) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間」の変更につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○中村総務省政策統括官(統計基準担当)室経済統計担当統計審査官 審査メモの10ページ、「(2) 報告を求める個人又は法人その他の団体」でございます。

変更点ですが、今回、製造業事業所調査の調査対象の範囲に基づきまして、報告者数を記載することと、それから、従前の工業統計調査におきましては準備調査に基づく独自名簿を母集団名簿としておりましたが、製造業事業所調査におきましては、事業所母集団データベースを母集団名簿とする。この大きな2点の変更点でございます。

具体的には、表7を御覧いただければと思います。

一番上の項目4の「(1) 報告者数」のところでございます。工業統計調査においては、甲調査で約6万事業所、乙調査で約24万5,000事業所が報告者数として記載されていましたが、今般、製造業事業所調査の中で約12万2,000事業所を調査することになります。

それから、「(2) 報告者の選定方法」でございます。この中の母集団名簿のところですが、工業統計調査におきましては、準備調査の結果に基づいて作成された工業統計調査名簿、この名簿に基づいて全数調査を行っていましたが、今回の製造業事業所調査におきましては事業所母集団データベースに変更します。

それから、「(3) 報告義務者」については、従前は工業統計調査の報告者となる事業所の管理責任者でしたが、今般、右側の下線部分ですね、「製造業事業所調査の調査対象事業所の管理責任者又は当該事業所が属する企業の管理責任者」として、また書きで企業の管理責任者が加わっています。

次に、11ページの「(3) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間」でございます。今回、製造業事業所調査に変更となりますが、調査事項については工業統計調査の調査事項が基本的に維持されます。

この審査状況のアに記載されているとおり、変更点は、項目の記載順序を除いて、この表8の下線のとおりでございます。幾つか下線を引いていますが、基本的には工業統計調査の調査事項をそのまま維持する形になっておりますので、詳細は省略させていただきます。

12ページを御覧いただければと思います。12ページの表の下のイでございますが、この

なお書きで、調査事項のうち、事業所の名称及び法人番号は、データベースへの登録、データベースの充実のため集計は行わない、それから、また書きのところで、消費税の税込み・税抜きの記入の別、製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合、主要原材料名、作業工程、これらにつきましては集計の過程で補助的に用いる事項で集計は行わず、工業統計調査と同様の取扱いでございます。

最後のウでございます。これらは用語ですとか調査事項の順序の変更といった形式的な変更であり、実質的には工業統計調査の調査事項を維持しており、事務局としては適当ではないかと考えていますが、論点としまして、工業統計調査の調査事項と比較しまして、今回の調査事項が適当か、それから利活用上の支障はないかについて御確認をいただければと思います。

事務局からは以上になります。

**○樫部会長** それでは、引き続きまして、論点に対する回答について調査実施者から説明をお願いいたします。

**○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 前回配布の資料3の5ページを御覧ください。

今の論点、利活用上の支障はないかでございますが、事業所母集団データベースを活用することで、一部、従前の名簿整備に係る調査事項は削除しているものの、集計対象となる項目については、従来の調査項目を継続し、経済センサス-活動調査における製造業調査票の調査事項に合わせる形式的な修正のみを行っているものであって、実質的な変更を伴うものではなく、利活用上の支障はないものと調査実施者側は考えています。

回答は以上です。

**○樫部会長** どうもありがとうございました。

それでは、今の御説明等に対して、御質問あるいは御意見のある方は御発言いただければと思います。川崎部会長、よろしくをお願いいたします。

**○川崎部会長** 御説明ありがとうございました。今の論点の説明の中になかったポイントになって恐縮ですが、資料2の審査メモの10ページ目についてお尋ねします。

調査対象が12万2,000事業所ということで出てきておりますが、実は私、今回のこの調査方法は、効率的である反面、やや心配しているため、確認させていただきたいのですが、事業所母集団データベースから事業所をこうして抜き出しますと、多分、新設の事業所が漏れやすいのではないかという懸念を持ちます。つまり、どちらかという、事業所母集団データベースのアップデートは企業ベースでのアップデートが中心であろうと思われまして、例えば母集団情報を整理した後になって工場が新設されるとか、そのようなときには漏れるおそれがないのだろうかと思っております。そういう意味で、母集団データベースを使うこと自体は大変結構なことなのですが、そのギャップによって漏れが起きないようにするにはどうすれば良いのか、どのようなことをされているのかを確認させていただきたいと思います。

以上です。

**○樫部会長** どうもありがとうございました。

これについては、調査実施者から回答をいただければと思います。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 回答させていただきます。事業所母集団データベースは、行政記録情報や他の調査結果情報を反映するために毎年更新されますので、事業所母集団データベースを使う限り、その更新分は反映されるということ。それから、生産に明らかに影響がありそうな、例えば大きな工場の移転や新設などにつきましては、ニュースの情報なども、必ずそれは報道発表されると思いますので、そのような影響の大きなものは確実に取り入れて調査対象とするようにしたいと考えております。できる限りの対応をしていくことで御理解いただきたいと思います。

○樫部会長 いかがでしょうか。

○川崎部会長 ありがとうございます。ただ、要は、今の母集団情報の整備の仕方の方法が、関係する方々の中で一生懸命行っておられると思うのですが、それがどういう情報に基づいてどこまで行っているのかがよく見えないところがあるような気がするのですね。私の理解ですと、多分、新設を把握するのに、まずは企業の新設を把握されているのだと思うのですが、事業所の新設まできちんと把握できるような行政情報を、カレントな行政情報を使われているのでしょうか。その辺りがこの話のポイントになると思うので、そこをもう少し説明していただけたらと思うのですが。

○樫部会長 補足説明いただけますでしょうか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 行政記録情報は、具体的には登記情報と、それから雇用保険の情報になりますので、雇用保険は企業に近いとも言われていますけれども、一応ベースとしては事業所で捉えていること、それから、経済産業省とも連携してきちんと、先ほども申したとおり、生産に明らかに影響しそうな製造業に関してはきちんと把握しないと結果自体が信用できないものになると思いますので、そこは対応できる範囲できちんと対応していきたいと考えています。

○川崎部会長 くだいようで大変申し訳ないのですが、この調査は、アプローチする対象はまず企業ですよ、事業所ではなくて。そうすると、例えば、そのアプローチされた企業に対して、「母集団データベースでこれだけのものが製造業事業所として把握されていますが、それ以外にもあったら、お宅の企業であれば記載してください」というリマインドみたいなことはしなくて大丈夫なのでしょうか。私は、そういう意味で、情報をアンテナ張って集めていかれることの努力は多とするし、きっとかなり良いとは思いますが、それでも企業自身が持っている情報の方が更に上なはずなので、その会社に「お宅はこれだけですけれど、ほかにもあったら記載してくださいね」ということはされるのですか。私はそれをした方が良いのではないかと思うのですが、そこまでの必要はないのでしょうか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 調査の単位は、製造業事業所に関しましては事業者単位で調査させていただいている。リマインドに関しましては、大きな企業については統計センターできちんと把握しており、C調査票なのですが、事業所ベースでリストを毎回更新いただくので、大きなものが漏れることはないようにしたいと考えています。

○川崎部会長 逆に言えば、要するに、雇用規模が小さいとかそういうものだと、漏れるリスクもあるということにもなりますか、もしかしたら。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 そこはデータベースの限界と御理解願います。

○川崎部会長 もちろん、だからこそ言うのです。限界はもちろんだという方法で行ってもあるのですけれども、せつかく企業にもアプローチするのだから、企業にもリマインドするとか、そういうことができないものなのかなというのが私の意見ですけれども、全くこれ、別系統だから、このことについてはアプローチのしようがないということなのですかね。私の質問の趣旨が分かりにくいですか。

○鈴木経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室参事官補佐 経済産業省でございます。

今回の見直しにおきましては、やはり製造品出荷額の売上高9割に調査対象範囲を変更する観点からしても、なかなか小さな事業所に関してそのスキームの中できちんと把握していくことがどこまでできるかは、我々の課題としては認識しておりますが、今後、できる範囲の中で検討してまいりたいと考えております。

○川崎部会長 分かりました。もちろん、完璧ということはどこまでいっても無理だとは思いますが、私は、この辺りにまだ少し調査方法との関連でいかがかと思っていることだけ申し添えて、一応分かりましたということにします。

以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございました。事業所母集団名簿自体の整備事業といえますか、それに対する注意事項だと思います。どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○宮川委員 川崎部会長の御質問に関連して、私も少し質問させていただきたいのですが、よろしゅうございますでしょうか。

○樫部会長 はい、宮川委員、よろしくお願いたします。

○宮川委員 少し遅れて来まして申し訳ございません。私もきちんと把握していないかもしれませんが、今の御説明ですと、工業統計調査と経済構造実態調査とでは、母集団情報を変えていくということなのだろうと思います。そうすると、工業統計調査に近い製造業のデータを連続して取る場合には、過去の名簿と、それから事業所母集団データベースとの接続みたいなものは可能になるのでしょうか。それと、今、川崎部会長がおっしゃったように、参入とか退出とか、新たな事業所とかなくなる事業所という、その考え方が工業統計調査と経済構造実態調査では違ってくるとなると、今、経済産業省で行っておられる、例えば政策上の新陳代謝のデータは、考え方はどのように解釈していくのかについて少しお伺いします。

○樫部会長 よろしくお願いたします、経済産業省。

○鈴木経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室参事官補佐 まず1点目の、今後のデータベースが変わっていく中で連続して利用した場合に、どういったツールといえますか、そういったものがあるのかでございますが、調査対象範囲自体は、考え方を基本的

に今までの従業者規模から出荷額シェアに変更することですが、事業所母集団データベースの中では、例えば統一事業所番号でありますとか、そういった共通事業所コードみたいなものを振っておりますし、そういったものを活用して接続していくことは可能なのではないかと考えております。

また、今後の集計の中では、やはり今回、令和4年から大きく工業統計調査から製造業事業所調査へ変える中で従業者4人ではなくて全数での集計になりますので、集計表自体は、経済センサス-活動調査と同じように全体の数値を表すような形になりまして、従来の工業統計調査の統計表からすると、少し考え方としては集計様式が変わっていくことは御認識をいただければと思います。経済センサス-活動調査とのシームレス化を目指して今回の見直しをしているということでございます。

○**椿部会長** いかがでしょう。よろしいですか。

○**宮川委員** そういうことでしたら分かったのですが、経済センサス-活動調査が行われる年には工業統計調査は経済センサス-活動調査で代替するということだったと思いますけれども、その場合でも結構な不連続性があったような気がするのですが、その点はどうなのでしょう。

○**鈴木経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室参事官補佐** お答えいたします。まさにその観点で、今回、事業所母集団データベースに基づいて母集団情報を変更することにいたしており、今後、経済センサス-活動調査と工業統計調査の断層は一定程度解消されていくと見込んでおります。

以上です。

○**宮川委員** 分かりました。

あと、先ほど川崎部会長が質問された参入と退出の取扱い等については、どう考えたら良いかをお伺いしたいのですけれど。

○**鈴木経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室参事官補佐** 先ほど申し上げたことをプラスで考えますと、やはり我々、毎年公表する際には当然ながら審査担当が業種ごとに分析等しておりますので、そういった中で、当然ながら、大きな事業活動が発生したりとかそういった場合には、担当者がそこをきちんと把握しております。そういったことを引き続き継続して取り組んでまいりたいと思っております。

○**宮川委員** あんまりよく分からないのですけれど、取りあえずはここで質問を終わります。

○**椿部会長** どうもありがとうございました。

○**川崎部会長** すみません、続けて恐縮ですが、川崎です。もう1点よろしいでしょうか。

○**椿部会長** はい、よろしく申し上げます。

○**川崎部会長** 今の続きのようなお話なのですが、今、資料3の別添1を拝見しています。2022年以降の経済構造実態調査の調査体系の下の方に調査イメージの紹介があり、法人企業に対して、まとめて本所へ送付と出てきます。何を申し上げたいかという、調査担当が母集団情報をしっかりアップデートされることはもちろん大事な努力ですし、それから審査されることも大事なのですが、せっかくこうして本所に送付されるのだったら、この

法人企業に対して、「データベース上はこれだけのものが製造業事業所として把握されていますが、ほかにもありませんか」ということは、当然、本社に対して聞かれるのですよね。そういう確認をされた方が良いのではないかということがまず第1点。それをやった上で、今のような新設・開廃をきちんと把握するところが出てくると思うので、データベースの完璧化を目指す一環あるいはそれを補助する方法として、本社にそういうことをきちんと確かめる手立てを是非行っていただきたらと思うのですが、その辺りはされているのでしょうか。

以上が質問です。

○**樫部会長** これも申し訳ありません、調査実施者、よろしく願いいたします。

○**八木総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐** 御指摘ありがとうございます。事業所母集団データベースの整備の仕方に関する御指摘かと理解……。

○**川崎部会長** いえ、違います。そうではありません。この経済構造実態調査の中で、法人企業の傘下の事業所にアプローチされますよね。ここのときに、「これ以外にもありませんか」ときちんと法人企業に対してリマインドして確認していただくプロセスを取りますかということです。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** お答えさせてもらいます。先ほど申したとおり、大きな企業に対しては確実に実施するところなのですが、中規模以下の事業所に関しては、プレプリント等と、それから抽出の条件が先ほど言ったように売上高上位9割といろいろな複雑な条件が絡んでいますので、先に調査対象となる企業をきちんと決めて調査をかけないと、後から追加、追加とすると調査自体が多分大混乱を起こすと思いますので、そこで少し限界があると御理解をいただきたいのと存じます。

○**川崎部会長** 限界というか、売上高上位9割というものは、確かにアプローチするときの9割は分かるのですけれども、でも、企業に当てたときに、それ以外のところ、「うちはこんな事業所がありますよ」と言ったときに、それは除外するのかということなのですね。私は入れて推計の方がよほど正確に推計できるのではないかと思うので、要は、法人企業の傘下の製造業事業所でデータベースには載っていないものがあつたとしたら、それは回答していただくのが妥当なのではないかと思うのですが、そこは推計方法とも関連するので、よく考えていただいた方が良くと思いますけれど。

○**樫部会長** いかがでしょう。経済産業省。

○**鈴木経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室参事官補佐** 経済産業省でございます。当然、調査を開始した中で、大きな事業所から疑義照会等発生するわけですが、そういったところで、例えば事業所の情報について、新たに大きな事業所を立ち上げたといった情報も間々聞こえてくることはございます。そういったところで、現況に照らして是非調査対象として取り込むべきだという判断があれば、そこは積極的に取り込むようにいたします。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。

○**川崎部会長** お願いですが、とにかく、調査票を法人企業の本所に配ったときに、「ほかにも製造業事業所はありませんか」ときちんと確認されるように、私は是非お願いしたい



と思います。

以上です。

○鈴木経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室参事官補佐 承知しました。疑義照会等の中で必要に応じて確認してまいります。

○樫部会長 よろしいでしょうか。疑義照会の中でその部分を確認するという御回答ですけれど、大企業については、既にプロファイリングを通じていろいろなことができていたということでしたね。よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。調査事項等に関しても本当は御意見いただきたいと思ひますし、この調査、地方自治体等も活用していると伺っておりますので、もし東京都あるいは大阪府から御意見、御発言あれば、よろしくお願ひいたします。よろしいですか。

調査事項に関しては、特に工業統計調査からの主要な変更はないと伺いましたので、これは適当と整理させていただくことでよろしいでしょうか。

それでは、ただ今の審議の中で、むしろ1つ出てきたことは、この調査実施に当たって、事業所母集団データベースに存在していない事業所等があった場合の疑義照会も含めた対象、調査対象に組み込む、そういうことにつきましては御努力いただくというような意見、これはこの部会でも是非そうしていただきたいということで調査実施者にお願ひしたいと思ひます。それ以外の点につきましては、本件、おおむね適当であると判断したいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、恐縮ですけれど、そのような形で整理させていただければと思ひます。

それでは、引き続きまして、審査メモの13ページからですかね。「(4) 報告を求めるために用いる方法」について、これにつきましても事務局から御説明いただきたいと思ひます。

○中村総務省政策統括官(統計基準担当)室経済統計担当統計審査官 それでは、審査メモの13ページ、「(4) 報告を求めるために用いる方法」、いわゆる調査方法でございます。

変更点ですけれども、製造業事業所調査は、調査員調査を行わず、郵送又はオンライン調査によるものとするのでございます。

この下の表9の項目6「(1) 調査系統」のところでございますが、工業統計調査につきましては、調査員調査と郵送調査それぞれの調査系統についての記載がございましたが、経済構造実態調査においては、「総務省・経済産業省－調査実施事業者－報告者」という、この系統に一元化されます。

それから、「(2) 調査方法」で、従前、工業統計調査においては調査員調査の記載がございましたが、右側、調査員調査は今回はないということで、黒塗りから白抜きになっています。

14ページ目の表の下、ウで、これにつきましては、産業横断調査と同様の調査方法に今回変更するというのでございまして、事務局としてはおおむね適当と考えてございしますが、論点といたしまして、調査方法を今回変更することにより回収率等に影響がないようにどのような対応を図るのかについて、御確認をいただければと思ひます。

以上でございます。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。

それでは、論点に対する回答につきまして、調査実施者から説明よろしくお願ひいたします。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 資料3の5ページ目の(4)に回答を準備させていただきます。

調査方法の変更により回収率等に影響しないようにどのように対応を図るのかでございます。まず、実績を申し上げますと、2020年の工業統計調査、昨年の工業統計調査ですけれども、国勢調査との輻輳を避ける観点から、調査員調査分の回収は民間事業者が行っており、配布は調査員、回収を郵送・オンラインとしておりまして、本調査の速報時点の回収率は全体として94.7%となっております。調査員による配布・回収を行った2019年、これは回収率、速報時点で95%ですけれども、ほぼ同程度の回収が得られているところでございます。また、2022年以降、新たな調査体系に移行する際に、調査対象の方に十分な広報・周知を行うこと、例えば調査を委託する民間事業者の選定に当たっては、総合評価方式により、特に郵送・オンラインによる業務に優れたノウハウを有する事業者の選定に努めること、HTMLやエクセルなどの複数形式の電子調査票を準備して回答しやすくすること、コールセンターにおける照会対応を充実することなど、報告者が回答しやすい環境を整えて、回収率を維持・向上できるように努めていきたいと考えております。

回答は以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対しまして、御質問あるいは御意見のある方は御発言いただければと思います。いかがでしょうか。はい、川崎委員。

○**川崎部会長** これは質問とか意見とかいうより、ちょっと感想のようなことなのですが、少し申し上げてよろしいでしょうか。

○**樫部会長** はい、よろしくお願ひいたします。

○**川崎部会長** これは大変良いことなので、是非この方向で進めていただければ良いし、それから、回収率への影響は、おそらくこういう状況であればあったとしてもごくわずかでしょうし、あまりないのだろうかと拝見しました。

その上でなんですが、この調査はかなり規模の大きい企業を毎年調査するため、おそらくかなりの企業が前年も回答しました、というのがずっと続くタイプの調査になるのだろうと思うのですね。そうすると、やはり今の大規模な企業をプロファイリングで定例的にアプローチしているのと同じように、何かこれが定例的に、『また今年も来た、オンラインで回答しよう』となるように、是非定常化していくように定着させていただくような努力もしていただけたらと思います。今回の移行だけではなく、今後、将来的にも定着するようにしていただけたらと思います。お願ひと感想です。

○**樫部会長** 御意見ありがとうございます。

調査実施者で何かありますでしょうか。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 極めて重要な取組だと思いますので、定着するように頑張っていきたいと思ひます。

○**樫部会長** そうですね。これは本当にそのとおりだと思います。特に回収率への影響は、今回、先ほどあったように、あまり問題には考えていないですよ。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 大きな影響はないと思います。

○**樫部会長** よろしいでしょうか。ほかに御意見等ございますでしょうか。

私も、この変更は非常に重要でもありますけれど、適当ではないかなと考えているところですけども、委員の皆様方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今回の本項目については、特に意見がないし、むしろ応援したいという感覚が多いと思いましたので、適当と整理したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次に、審査メモの15ページの「(5) 集計事項及び公表の期日」についてですね。これにつきまして、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○**中村総務省政策統括官(統計基準担当)室経済統計担当統計審査官** 「(5) 集計事項及び公表の期日」についてでございます。

まず、変更点の四角囲みの1つ目の「・」でございます。製造業事業所調査の集計事項は、工業統計調査の「調査事項」と記載してございますが、これはすみません、「集計事項」のミスでございまして、集計事項を基本的に維持します。

それから、2つ目の「・」でございます。公表時期は、工業統計調査の確報が調査実施翌年8月中旬頃に公表されていますが、今回、経済構造実態調査の二次公表、具体的には調査実施年の翌年の7月末までに合わせて公表することで早期化します。

それから3つ目の「・」、市区町村別結果等については参考表として特別集計します。具体的には、特に公表の期日のことに関しては表10を御覧いただければと思います。表10の左側、工業統計調査につきましては、従前、集計が速報と概要版と確報の3回に分けて公表していますが、今回、経済構造実態調査におきましては推計した形で公表するため、推計結果は調査結果が確定した上で実施することが望ましいので、今回、確報のみの公表となります。それから、左側の※印に記載してございまして、従前、確報、この調査計画は翌年の12月末まででございまして、実際には調査実施翌年の8月中旬頃に公表をされています。それが、右側の今回の二次公表のところで翌年の7月末までに公表します。実際には1か月程度の早期化と聞いてございます。

それから、その下のウでございまして、工業統計調査におきましては、従前、市区町村別結果等の詳細集計、それから個人経営事業所を含めた産業横断的集計について公表していますが、今回の製造業事業所調査におきましては、調査計画上の集計事項とはなっていないが、レジスター統計での公表ですとか、もしくは必要に応じて参考表としての特別集計を検討しています。

事務局といたしましてはおおむね適当と考えますが、16ページの以下の論点を確認していただければということで、工業統計調査におきましては速報と概要版があったところ、今回、それらの公表を取りやめますが、集計事項、それから公表期日は適当か、それから、集計事項を変更することにより地方公共団体等利用者の利活用上の支障はないか、このような点につきまして御確認をいただければと思います。

以上になります。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対しても、是非、調査実施者から説明をお願いいたします。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 資料3の5ページの一番下の公表時期の変更について支障はないかでございますが、まず、製造業事業所調査では、従来の工業統計調査における集計とは異なって、調査対象外の売上高9割層に達しない部分の事業所の推計も必要となります。推計に必要な産業細分類別の伸び率の算出や推計処理は、調査結果を確定した上で実施することが望ましいと考えておりますので、速報及び概要版を取りやめて、確報のみとして、利用者の混乱を防ぐとともに、それなりに手間が掛かる作業となりますので、確実な結果提供を行うことにさせていただきたいと希望しております。

なお、公表時期は、現行の工業統計調査の確報は調査実施年翌年の8月中旬頃に公表しておりましたが、製造業事業所調査は7月末までの二次公表の際に合わせて公表することとしておりまして、地方公共団体、一般利用者における利便性向上にも資するものと考えております。なお、地方公共団体からの要望については、先日お答えさせていただいておりますけれども、市区町村別の集計を、従来どおりの集計を参考表として出していくこととしておりまして、引き続き、従来の工業統計調査と経済センサス-活動調査と同等の集計を提供することとしております。

回答は以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に関しまして、御質問あるいは御意見があれば御発言いただければと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ、菅臨時委員、よろしく申し上げます。

○**菅臨時委員** 菅でございます。資料2の15ページなのですが、調査計画上の集計事項としていないものの、必要に応じて参考表として特別集計することを検討するところなのですが、これ、私もよく分かっていないのが、調査計画上の集計事項になるものと特別集計になるものはどうやって線引きしているのでしょうか。その後に、例えばここ言っていると、市区町村別結果等の詳細集計は、この場合ですと参考表として特別集計となっております。何が調査計画上の集計事項になって、何が特別集計になるのかは、この辺り、今どういう感じで決めていらっしゃるのでしょうか。

○**樫部会長** 御回答よろしいでしょうか。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 申請書類の中に基幹統計として作成すべきものとして一覧提示させていただいております、その中に入っているものを基幹統計として作成する。その中に、大変恐縮ですけれども、市区町村別の統計は、今は記載してございません。ただし、我々として、これは紳士協定になるわけですけれども、きちんと従来、市区町村で非常に要望が強いものですので、特別集計の形でホームページに公表するようなことも含めて、特別集計で市区町村別の統計を作成する対応と御理解いただきたいと思います。

○**菅臨時委員** 非常によく分かったのですが、市区町村別集計くらいは、どこで決まるのかよく分からないのですが、調査計画上の集計事項としても構わないものが何か特別集計になっているような、そういう印象を受けたという、これはコメントでありま

す。

以上です。どうもありがとうございました。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。コメントいただいたのですが、今、特別集計自体はこれまでも行ってきたサービスと言うとおかしいのですが、そういうことだと思っております。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。

○**宮川委員** 宮川ですけれども、質問させていただいてよろしいでしょうか。

○**樫部会長** はい、よろしく願いいたします。

○**宮川委員** 今日、内閣府の方もいらっしゃっていて、おそらく、これを作成される際に内閣府とも打合せをされていると思うのですが、この公表期日の変更によって、国民経済計算の確報との関係について影響があるのか、ないのかについて教えていただきたいと思っております。

それと、少し、私、先ほど質問したのですが、名簿が変わることによる、例えば国民経済計算の推計上の問題があるのか、ないのかについても併せてお答えいただけるとありがたいと思っております。

以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

これにつきましても御回答いただけますか。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 内閣府にも直接お答えいただければ良いと思うのですが、内閣府と御相談させていただいたときは、公表時期に関しては一切困らないと伺って前に進めさせていただいており、集計内容についても同様と認識しております。

○**樫部会長** そうですね。内閣府は入っていらっしゃるのですね。そうしたら、内閣府からも補足で説明いただければと思いますけれども。

○**尾崎内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長** 7月末であれば可能かと思っております。

○**樫部会長** 基本的には同一のものが早期になるため、そこは問題ない、項目も問題はないということよろしいですね。

経済産業省、よろしく申し上げます。

○**荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長** 経済産業省の荒川です。

宮川委員の御質問の中で名簿についてですが、今回、経済センサス-活動調査の製造業の名簿につきましては、工業統計調査の名簿を全部確認して、経済センサス-活動調査の名簿として事業所母集団データベースの中できちんと把握するようにしてしまっていて、それを利用して経済構造実態調査を行いますので、名簿上つながらないとか、国民経済計算に支障があるということはありません。

○**宮川委員** ありがとうございます。名簿の件は了解しました。ただ、先ほどの公表時期が若干早まるということを見ると、従来、国民経済計算には工業統計調査は二次確報で利用されていたと私は記憶していますが、早まる可能性はある、一次確報でも利用

できることはあるのでしょうか。もちろん、私どもの国民経済計算体系的整備部会で、品目によって随分、工業統計を使うものと使わないもの、動態統計を使うもの、使わないものを一応検討はしているわけですが、その点はどうなのかお伺いしたかったのですが。

○**樫部会長** これも経済産業省、よろしくお願いします。

○**鈴木経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室参事官補佐** 経済産業省でございます。

二次確報で御活用いただく前提で、7月の提供については問題ないと認識しております。一方、国民経済計算における一次確報、以前の旧確報と呼ばれるものですが、当然ながら公表は間に合いませんので、経済産業省生産動態統計調査なりの代替系列で引き続き推計いただくものと認識しております。

以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。宮川委員、よろしいでしょうか。

○**宮川委員** はい、分かりました。了解です。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

この件に関しましては、先ほどもそうですけれども、参考表などのことも出ましたけれども、地方公共団体の利活用もございまして。地方公共団体でもし何か御意見等あれば、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見ございましてでしょうか。よろしいですか。それでは、この事項についても、特に大きな異論はなかったと判断させていただきます。基本的に適当と整理させていただくことでよろしいでしょうか。もちろん、活用につきましてはきちんと行っていただくことかと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、審議を先に進めさせていただきます。次に、審査メモの17ページですかね、「3 乙調査の見直し」、これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○**中村総務省政策統括官（統計基準担当）室経済統計担当統計審査官** 17ページでございます。今回の変更点、乙調査の廃止でございます。

このアにございますとおり、乙調査は、旧特定サービス産業実態調査の調査対象、具体的には、企業又は事業所の約4,000企業及び約4万8,000事業所を対象に、特定のサービス産業に関する特性事項を調査するものでございます。

イでございますが、諮問第113号の答申、前回の答申でございますが、この中の今後の課題として、「中間年における産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中で、特定のサービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討すること」が求められています。

ウでございます。今回、調査実施者で検討した結果、まず①といたしまして、今回、いろいろ甲調査で産業横断的な整備が進んでいる中で、経済産業省における有用性が低下していること、それから②といたしまして、やはり調査事項が細かいことで記入者負担が大きく、未回答、修正の増加による精度確保の問題があるといったこと等により、乙調査を廃止する計画でございます。他方で、この乙調査の調査事項の中で、国民経済計算の推計

に利用されている項目があるため、この必要な情報を提供する方策として、令和3年経済センサス-活動調査における生産物分類の中を分割して、より詳細な売上高の内訳を把握する対応を取ることにしています。

エでございます。本件申請では、調査計画の中で、乙調査に該当する箇所を削除するものでございます。

具体的なところで、表11の項目4の「(3) 報告義務者」ですが、その中で、現行計画では「報告者となる企業又は事業所の管理責任者」でございますが、この乙調査の廃止によりまして、「事業所の管理責任者」、この部分は報告義務者から削除となりまして、一方で、変更案の方で、「製造業事業所調査の調査対象事業所の管理責任者又は当該事業所が属する企業の管理責任者」ということで、製造業事業所調査の部分が今回追加になっているところが変更点でございます。

オのところでございますが、事務局といたしましては、今回の乙調査の廃止につきましてはおおむね適当と考えてございますが、18ページのところですけれども、やはり国民経済計算の推計をはじめとした利活用上の支障がないかを御確認いただく、それから、支障が生じる場合にはどのような代替措置が取られているか、このようなところを御確認いただければと思っています。

私からの説明は以上になります。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

それでは、この論点につきましても、調査実施者から説明をよろしく願いいたします。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 私から御説明させていただきます。それでは、別添4の「経済構造実態調査（乙調査）に係る対応について」を御覧いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、1ページでございますけれども、「(1) 調査」について。これは審査官室からも御説明がありましたけれども、甲調査と乙調査に経済構造実態調査は分かれておりますが、甲調査で産業横断的な調査、約20万企業を調査しておりまして、乙調査で特定のサービス産業に関する特性事項で、約4,000企業及び4万8,000事業所を調査しております。

「(2) 課題」ですけれども、先ほどお話がありましたように、前回の答申のときに、「乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討すること」という課題が出ております。

2ページになりますけれども、「(1) 調査対象」、これは先ほどお話ししましたけれど、5万2,000企業・事業所でございますが、経済センサス-活動調査を母集団として無作為抽出をしているものであります。

それから、「(2) 集計項目」ですけれども、従業者、売上などの主要項目に加えて、業務種類別の売上高とか、固定資産の取得額、入場者数など、特性事項について修正しております。

「(3) 変遷」ですけれども、少しここに記述のないことも併せてお話しさせていただきますが、1973年（昭和48年）に、特定サービス産業実態調査として、当時は通商産業省ですけれども、創設いたしました。当時は、当省における所管するサービス業の母集団すら

分からない状況の中で、業界団体の名簿を活用したことから、大臣が指定する特定サービスという調査名となっていました。当初は、対象業種は物品賃貸業ですとか情報サービス業ですとか広告業の3業種が毎年調査をしておりまして、デザイン業ですとかゴルフ場ですとか、ほかのものについては毎年ではなくて、2年とか3年のローテーションで調査をされておりました。2009年（平成21年）ですけれども、業種を、サービス業を把握することで28業種に拡大したことに伴いまして、これまではアクティビティベースの全数調査をしておりましたが、主業格付けベースの標本調査に変更します。2011年に経済センサス-活動調査が創設されまして、5年に一度、サービス業を含め産業横断的に把握することが可能となり、そして2018年に第Ⅲ期基本計画において経済センサス-活動調査の中間年の統計整備が明記され、2019年に経済構造実態調査を創設することになりました。その際、乙調査の整理について言及されています。

3 ページに進んでいただいて、乙調査の整理の方向性なのですけれども、調査創設当時は、先ほどお話ししましたように、サービス産業の振興という課題からサービス業の実態を把握する調査で始めましたが、現在、省内の利用状況は売上高など業況の把握程度でありまして、経済構造実態調査の甲調査、産業横断で把握しておりますけれども、そういうことが可能になりましたので、省内からはこの乙調査の廃止について特段反対の意見はなく、経済産業省内の有用性は低下している状況になっております。また、二次利用についても年に数件程度の利用となっております。さらに、先ほどお話がありましたけれども、調査事項の細かさから記入者の負担が多く、未回答や修正が多くなっておりまして、精度確保が困難になってきているところをございまして、乙調査は廃止の方向で検討させていただいています。

それから、4 ページになりますけれども、少し具体的に利活用のところでお話しさせていただきたいと思いますが、二次利用の状況、先ほどお話ししましたように年間2、3件程度で、これ、経済センサス-活動調査、工業統計調査は年間170件ぐらいありますけれども、それから、下にグラフになっておりますが、ホームページのアクセス数も他の統計に比べて利用が少なく限定的なものになっておりますし、今後、経済構造実態調査の産業横断的なものも把握できますので、そちらへのアクセスも増えていくのではないかと考えているところをございます。

それから、5 ページですけれども、先ほど調査客体に対する記入者の負担のことでお話しさせていただきましたが、これは令和元年度の状況でございますけれども、甲調査と同時に調査されることもあって、調査の重複感が非常に大きくて、特に詳細な特性事項については、業種平均では3割程度ですが、大きいところでは5割程度を超えて未回答や修正の割合が高くなっておりまして、疑義照会やデータ修正などの事務コストも増加している状況でございます。

6 ページですけれども、廃止後の調査事項ですが、各産業の基本的な項目については、産業横断的に把握できる甲調査と経済センサス-活動調査で把握が可能となっております。詳細事項、売上などの内訳ですけれども、業界統計でも把握が可能でもありますし、また、内閣府の必要とする項目については、7 ページ、8 ページで記載しておりますが、生産物



分類、経済センサスから採用させていただいておりますけれども、この粒度を一部細かくして対応していきたいと考えているところでございます。

最後に、簡単に7ページで御説明させていただきますけれども、6月に実施します経済センサス-活動調査では生産物分類が採用されますが、この下の表にありますけれども、真ん中が経済センサス-活動調査で使用する分類になっております。生産物分類になっております。上から2つ目のところに、テレビ番組の制作サービスとございますけれども、ここ、左に行ってくださいと、内閣府の要望として、これを、外部委託分、自主制作分と分けていただきたいということでしたので、一番右になりますけれども、令和4年の経済構造実態調査についてはその部分を分割していくと。また、一番下になりますけれども、映像著作権の使用許諾サービスのところでは、内閣府の要望では、映画、テレビ、その他、これはDVDなども入りますけれども、この分割をそれに合わせて経済構造実態調査の生産物分類で分割して対応させていただきたいと考えているところでございます。

簡単でございますけれども、御説明に代えさせていただきます。

**○樫部会長** どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に関しまして、御意見、御質問をよろしくお願いいたします。いかがでしょう。旧特定サービス産業実態調査に関しては、おそらく経済産業省の原課が一番ニーズはあったのだらうと思うのですが、そこについてのニーズがかなり低下している状況で、いわゆる甲調査でむしろ充実させるという御説明に聞こえましたが、よろしいでしょうか。国民経済計算に関しても今回配慮しているとの御説明がありましたけれど、これにつきましても、委員の皆様方、よろしいですか。特段、御意見等ないように思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、この項目につきましても、特に御異論がないようですので、適当と整理したいと思います。乙調査の廃止自体は非常に大きなことだったと思います。御苦労さまでした。ありがとうございます。

それでは、次に、審査メモの19ページになりますか、基本計画への対応状況、これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

**○中村総務省政策統括官（統計基準担当）室経済統計担当統計審査官** 19ページでございます。

「(1) 基本計画への対応状況」でございます。

表12を御覧いただければと思います。この左から2番目の具体的方策で、この項目ごとに◎と○がございまして、◎につきましては、これは基幹統計に係る事項、○はその他の公的統計に係る事項となっております。

まず、網かけになってございます1つ目の◎、これは経済構造実態調査を創設する話でございまして、既に対応済みでございます。

それから2つ目の◎、これがまさに今回の経済構造実態調査に工業統計調査を包摂すること、それから、4つ目の◎が、令和3年経済センサス-活動調査、それから中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討するというところでございまして、この2点につきましては、まさに今回の変更においてこの対応を行って

います。

それから、上から3つ目の◎ですね、ここは中間年経済構造統計の作成・提供を開始することでございますが、この経済構造実態調査が創設されまして、順次、この中間年経済構造統計として公表を進めておりまして、経済構造実態調査としては次回の施行状況報告で実施済みとなる見込みでございます。

それから一番下の○、様々な統計調査がございまして、役割分担、重複是正等の検討でございまして、こちらにつきましては、今、政府の中で経済統計の体系整備のワーキンググループを立ち上げてございまして、そういった中でもそれぞれいろいろ検討を全体で進めておるところでございます。

それから、前回答申における今後の課題への対応状況ということで、20ページ目を御覧いただければと思います。

この中で下線が引いてある部分について御紹介させていただきますと、まず、1番の「(1) 経済統計の体系的整備に向けた一層の取組推進」でございまして、この下線部分の一番上のところ、「企業を対象に経理情報や活動内容等を把握することを目的に行われている他の基幹統計調査との役割分担・重複排除について、着実に検討を進めること」、それから、「暦年」と「年度」の関係整理にも留意することで、こちらはまさに、先ほど前のページで御紹介しましたとおり、今、検討をいろいろ進めています。

それから、その下のなお書きのところでございます。「なお、」の後の下線部分、「SUT体系への移行に当たって重要となる基準年と中間年における中間投入を含めたシームレスな接続について経済構造実態調査の対象とならない分野についても検討すること」ということでございまして、こちらにつきましては、今回の審査メモでいきますと1の「(2) 調査対象範囲の変更」で、全産業化ということで検討を今回進めていくということでございます。

それから、「(2) 統計調査の結果提供に当たっての情報の充実」の一番下の段落の下線部分でございます。「統計委員会が関係府省の協力を得て、基幹統計と基幹統計調査との関係について一般への理解を広める方策について検討するとともに、基幹統計調査の実施者においては、統計調査の結果公表に当たり、基幹統計との関係を含む統計調査の意義や利活用上の留意点等、国民に対して分かりやすい情報提供となるよう努めること」と記載がございまして、これにつきましては、結果の公表に当たりまして、経済構造実態調査が基幹統計の経済構造統計を作成するための調査として実施するということ、それから、経済センサス-活動調査の中間年の実態を把握することを目的として実施することにつきましては、ホームページに掲載されており、調査実施者でおおむね対応されているものと考えてございます。

それから、2番の諮問された統計調査に係る課題、「(2) 経済構造実態調査」で、①と②と2つございまして、①が電子商取引の有無及び割合の、要は調査事項の検討の話ですと。それから②は、こちらもう少し幅広くSUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつということで、2022年以降の調査の範囲ですとか調査事項等の見直し、集計充実について検討することでございまして、こちらにつきましても、この審査メモでいう1の「(4)

産業横断調査の調査事項」で既に審議していただいております。

それから、最後の21ページの一番上、③、これは乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討することで、まさに、この1つ前の乙調査の見直しで御審議をいただいております。基本的には今回の審議の中で御確認をいただいておりますと理解しております。

以上でございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今御説明いただいたとおりですけれども、19ページの表の◎は既に検討が終了していると思いますけれども、一番下の○につきまして、調査実施者からまず御説明いただければと思います。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 資料3別添5の「経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の一体的実施について」に基づきまして、ポイントを絞って私から説明させていただきます。

資料を1ページおめくりいただきまして、今申し上げた経済構造実態調査とその他の調査との役割分担、重複是正を検討することでございます。また、各府省は、データベースを使用して最新情報を使用するという原則的な考え方が示されているところでございます。

1ページおめくりいただきまして、その考え方にに基づき、現状、どうなのかでございます。下の欄を御覧いただきたいのですが、現在、科学技術研究調査、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、それから中小企業実態基本調査につきましては、それぞれ重複するデータなどについて、データの移送などを行いながら重複の是正を行っているところでございますが、経済構造実態調査とは、赤字で記載しておりますとおり、名簿、それから調査期日、経理事項の把握期間が異なるため、これまでは重複是正を行っていないという現状でございます。

今後どうしたいかという考え方をお示しさせてもらいたいと思います。今後の取組ですけれども、経済構造実態調査と他の企業統計との重複是正の取組の、全部ではなくてまず第一歩、とにかく踏み出さなければならないため、第一歩といたしまして、まずは総務省、それから経済産業省所管の産業横断的な3つの基幹統計調査、具体的には、経済構造実態調査、科学技術研究調査、そして経済産業省企業活動基本調査の3つを同一名簿・同一期日で調査を実施することを計画しております。これは2022年以降、経済構造実態調査の見直しに合わせて取り組んでいきたいと思っております。そして、この基本的な対応として、これら3つの調査について、各調査の共通事項の回答を共有化することで、企業の重複回答を是正していく取組を進めていきたいと考えております。

1ページおめくりいただきまして、具体的には何かといいますと、この3つの調査について、調査名簿を事業所母集団データベースに切り替えた上で、全て統一した上で、調査期日を「6月1日現在」に統一いたします。経済構造実態調査、下を見ていただきますと、調査期日6月1日ですが、科学技術研究調査、それから経済産業省企業活動基本調査は3月31日現在で実施しておりますので、これを合わせるということです。さらに、報告者負担が大きく、調査結果への影響が大きい上場企業等につきましては、独立行政法人統計センターにおけるプロファイリング活動（企業調査支援事業）の政府統計オンラインサポー

トシステムを活用して、3調査を集約して一体的に実施します。名称・所在地等の企業識別情報や記入担当者情報を含む全ての共通事項の重複回答を是正する取組を進めていきたいと思ひます。

具体的にどんなものが重複しているかと申しますと、1ページおめくりいただきまして、3つの調査で共通する調査項目につきましては、丸印のフェイス項目、それから事業の種類、資本金の額、売上高総額、売上高内訳、租税公課、それから研究開発費関係、これが重複しておりますが、一部、決算等の関連、売上と売上の内訳、それから租税公課などは、経済構造実態調査は原則暦年、ただし、記入できない場合は最寄りの決算期でも構わない運用をさせていただいています。経済産業省企業活動基本調査は会計年度、4月～3月で調査しています。ただし、2022年以降は直近決算期に変更する予定で、今、経済産業省はもうすぐ諮問すると聞いてございます。このため、売上と租税公課に関しては、重なるかもしれないですし、重ならないかもしれない状況になります。そのほかは、丸のついている分は全く同じになります。

ということで、1ページをおめくりいただきまして、その対応につきましてどのようにしていくかです。今の表の右側にaとbと小文字で記載してございますけれども、aが完全に重なる項目でございます。aに該当する項目に関しましては、3つの調査で1回しか回答を求めない対応、紙では1回しか求めないということで、下に、紙調査票におけるデータ共有で、例えば経済構造実態調査に記入を求めるとした場合は、他の調査ではアスタリスクを打って、もう最初から記載してもらわないといったような対応を想定しております。真ん中の売上や租税公課につきましては、重なるかもしれないし、違う数字になるかもしれないので、これについては電子調査票で対応していくことを考えております。

1ページおめくりいただきたいと思ひます。これは、3つの調査が当たった一企業を想定していただきたいのですが、このような企業はプロファイリング対象が多くなってくると思ひますが、そういったプロファイリング対象を特に想定いたしまして、回答・提出フォーマット、機能を統一した3つの調査を一度に答えられる電子調査票を開発する予定としております。電子調査票においては、以下の全ての共通項目について電子調査票内でデータの共有を行うと。1か所書けば、どこかに転記されるといった対応をしていきます。ただし、期間が違う、数値が異なる場合ももちろんありますので、その場合、転記されたものが同じかどうかきちんと確認して、訂正が必要だったら訂正の欄をつけて別途入力できるようにしていき、できる限り御記入の負担を減らすような対応をしていきます。もちろん、システム的な限界もありますので、現在検討中でございますが、このようなことで2022年を迎えられるように準備を今進めているところでございます。

私からの報告は以上です。

○**椿部会長** どうもありがとうございました。

いかがでしょう。ただ今の説明に関しまして、何か御意見、御質問あればよろしく願ひいたします。

○**宮川委員** また議論はされるのでしょうかけれども、私が統計委員会で発言させていただいたのはまさにこのことでして、私も企業の記入負担の軽減についてはおおむね賛成をし

ているわけです。それで、経済構造実態調査、科学技術研究調査、それから経済産業省企業活動基本調査を一体的に実施する考え方については、私自身は賛成で、データを共有すれば良いだろうと。また、電子ファイルでそれを共有していくことについては、それで結構だと思っているのですけれども、それならば、なぜ、すみません、また議論になると思いますが、経済産業省企業活動基本調査では多分書かれるであろう支払利息を、よりカバレッジが広いと思われる経済構造実態調査で省いてしまうのかと。共有すれば、経済産業省企業活動基本調査でもそれを使うことができるのではないかというのが私の意見です。ですから、そういう意味では、この経済構造実態調査の項目で考えると、企業負担が一部項目で増加するかもしれないけれども、一体調査で考えればむしろ企業の御負担は減るのだろうと考えているわけですから、こういうことを考えておられるのであればなおさらのこと、経済構造実態調査について企業が書ける項目を減らすべきではないというのが私の意見です。

以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。ただ今の宮川委員の意見に関しましては、今日の後半の審議で十分議論を尽くしたいと思います。非常に重要な指摘だと思います。その意味で、今回の3調査に関するデータベースといいますか、そういうものが一体化されることはそういう意味もあると考えています。成田臨時委員、よろしくお願いします。

○**成田臨時委員** 臨時委員の成田でございます。どこかで御説明があったかもしれないのですが、もう一度お願いしたいのですが、この売上高内訳として想定されている経済構造実態調査と経済産業省企業活動基本調査について、売上高内訳をどれくらいの分類でどれくらいの割合まで、例えばいろいろな事業をしている会社があったとして、例えば売上高の9割まで分類するとか、そういうものをもう一度御説明お願いできますか。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 経済構造実態調査は小分類レベルですので、大体200区分ぐらいの冊子をお渡ししまして、その内訳を御記入いただくものです。

○**成田臨時委員** 例えばですけど、売上高1,000億の会社があったとして、その何割ぐらいまで売上高を内訳しないといけないのですか。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 現在、6欄とその他、上位6項目です。

○**成田臨時委員** 上位6項目。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** はい。次の計画では生産物分類を導入しますので、分類数は倍近く増えた上で、15項目まで御記入いただく予定です。

○**成田臨時委員** それは、売上高の例えば8割とか9割まで分類するのではなくて……。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 上位。

○**成田臨時委員** 上位15は多いのですけれどね。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** それでほぼ足りている、これまでの記入状況等を見れば、それが全部埋まることはほとんどないと御理解いただきたいと思います。

一方、経済産業省企業活動基本調査の区分数はかなり粗くて、数十程度。すみません、私も正確に覚えていないのですけれども。

○**樫部会長** 経済産業省、補足をよろしくお願いします。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 経済産業省ですけれども、8区分です。

○成田臨時委員 それは統一する方向にはならないのですか。売上高分類を、経済構造実態調査と経済産業省企業活動基本調査で。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 現在、経済構造実態調査自体は、SUTにも生かすということで、生産物分類に準じた区分とすることとします。一方、経済産業省企業活動基本調査はそうではなくて、事業活動別の内訳。似て非なるものということです。そのままストレートに転用することは我々の調査ではあまり言えないのですけれども、事実関係としてはそういう状況になってございまして、使えるものとしては、卸・小売の部分が転用可能だと考えています。

○宮川委員 すみません、横から口を出して悪いのですけれども、経済産業省企業活動基本調査において、基本的に売上の分類がかなり細かくなっているのは、企業の多角化を調べることにあるわけなのですね。ですから、かなり売上高については部門別とか、それから従業員数についてもいわゆる組織別で、組織別というのは例えば開発部門とか、それから営業部門とか、それらを分けて把握することで、多角化が企業のパフォーマンスとかにどのような影響を与えるかが主目的で調査されているため、その分、おそらくカバレッジの部分は経済構造実態調査よりも若干少なくなるのだろうと思います。

○樫部会長 どうも補足説明ありがとうございました。いかがでしょう。成田臨時委員、よろしいですか。何か確認することがまだあれば、よろしく願いいたします。

○成田臨時委員 多分、表があった方が分かりやすいのかなと思ってはいるのですけれど、この売上高を分類するのに企業の負担があるのではないかなと思っていて。

○樫部会長 そうですね、次回、対応表を用意していただくのが良さそうですね。ありがとうございます。

○成田臨時委員 お願いします。

○樫部会長 恐縮ですけれども、調査実施者で準備をよろしく申し上げます。試み自体は非常に良い試みになっていることは間違いないと思うのですよね。

経済産業省、よろしく申し上げます。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 すみません、経済産業省ですけれど、若干、先ほど宮川委員から御指摘いただきましたが、経済産業省企業活動基本調査において、8区分に分かれているのは、各産業分類を8区分に分けたものがまた8個あるということで、クロスするとかなりの分類に分けられるため、そういう点で少し表などを表して説明した方がよろしいかと思えます。

○樫部会長 そうですね。よろしく申し上げます。お手数ですけれど、是非、よろしく願いいたします。

いかがでしょう、ほかに御意見等是非よろしく願いいたします。川崎部会長、よろしく申し上げます。

○川崎部会長 1点よろしいでしょうか。

○樫部会長 はい。

○川崎部会長 ありがとうございます。このような調査間をきちんと連携して、できるだけ効率化し、また、負担軽減もしていくのは大変大事なことなので、是非この方向で進めていただきたいと思います。その前提で、資料3別添5の2ページ目ですね、この全体の現状取組のところでは少し質問とお願いをさせていただきたいと思います。この図の中で経済構造実態調査、科学技術研究調査、経済産業省企業活動調査の3つはとにかくできるだけ統一的に実施していこうということで、一番下の法人企業統計調査だけは離れている状況なわけですが、これはこれで現実的な問題がおそらくあるのだろうと思うのです。そういう進め方で私はやむを得ないと思うのですが、この機会に、法人企業統計調査だけがなぜ難しいのかをきちんと整理して、書いたもので見えるようにしていただけたらと思うのですけれど。要するに、今できないのは現実的な問題で仕方がないとしても、では、何を克服したら将来はできるようになるのかは、やはりきちんと問題を見える化していかないと解決もできないので、どれぐらいのスピードでいつできるかは問題の程度にもよると思うので、是非この機会に、法人企業統計調査はどうしてこれに乗れないのか、どこかネックになっているのかをきちんと整理したものを、分かれば今でも結構ですし、分からなければもう少し時間をかけて議論しながら、明らかにして記録に残すことを是非行っていただけたら次のステップにつながるかと思しますので、それをよろしくお願いします。

○椿部会長 どうもありがとうございます。これも、調査実施者からよろしくお願いします。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 私の知っている範囲でお答えさせていただきます。

まず、法人企業統計調査ですけれども、母集団名簿が違っていき、別途、法人企業統計調査は基本計画で、売上高ベースの抽出等をするので、向こうは向こうで独自の御検討が進んでいる状況であります。その中で、この取組自体はここでストップというわけではなくて、まずは第一歩という位置付けで、ここを達成して、さらにその次があると我々は承知しておりますが、現状、知っている範囲では、法人企業統計調査は母集団情報が違うのでなかなか統合しづらい、というスタンスを取っていらっしゃるのではないかと説明させていただきます。

私からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。引き続き検討していただければと思いますが、例えば、今の母集団情報が違うからというのは現象面なので、ではなぜ母集団情報を違えなければいけないのですか、同じにしたら何の問題があるのですかと、そこを詰めるのが多分大事なことになるので、そういうことをきちんと整理していただきたいなというのが今後に向けてのお願いです。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 承知しました。

○椿部会長 どうもありがとうございます。

成田臨時委員、よろしく申し上げます。

○成田臨時委員 すみません、将来的なことなのですけれども、上場会社だと有価証券報告書を出されているので、この租税公課って、販売費の内訳に出ている会社はほとんどな

いのですが、上ですね、企業の名称、所在地、法人番号、事業の種類、資本金、売上高、あと、売上高内訳は業種によって出ているところと出ていないところがあるのですが、あと研究開発費関係って研究開発の活動って全体にございますので、有価証券報告書との連携はお考えにならないのですか。

○**樫部会長** いかがでしょう。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 課題だと思っておりますが、経済構造実態調査、大変企業さんにも怒られるのですけれども、原則、暦年で記入を求めているところもございまして、一旦1月から12月期で御記入いただくことを求めていますので、一通り限界があるのも一応御理解いただきたいと思えます。

○**樫部会長** 成田臨時委員、どうぞ。

○**成田臨時委員** それは、原則、暦年値で、それは12月決算の会社は良いと思うのですけれども、3月決算の会社は決算期でも良いつて先ほど御説明ありましたよね。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** はい、そのように運用させていただいております。ただ、何でも良いと言っているわけではなくて、国民経済計算に使う原則からいくと1月から12月期でお願いはしたいということで、できるだけそちらに幅寄せしていただいで、本当に恐縮なのですけれども、御努力いただいでいる企業さんもあると承知しておりますので。

○**成田臨時委員** 上場会社は四半期決算があるので、1月から12月はもちろん可能ではあると思うのですけれど。

○**樫部会長** これも、いろいろな意味で将来的に考えていかなければいけないですね。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 課題だとはもちろん認識しています。

○**樫部会長** そうですね、法人企業統計等も、まさに今日最初に第一歩として御説明がありましたけれども、ここ、経済産業省や総務省に関してはこういう形で企業負担も含めて提言されることがある。今、成田臨時委員がおっしゃった話も、実は企業負担としてもできることを今後きちんと行っていただくことかと思えます。

よろしいでしょうか。この試み自体は大変結構なことではないかと思えます。確かに、私もプロファイリングを行っていたときに、法人企業統計自体がまた別のルートでこういう督促が行くことは決して好ましいことではないと思えます。とにかく第一歩として、こういう形で企業・産業の負担を軽減していただく、非常に分かりやすい、必要な試みだと思えます。

○**宮川委員** 先ほどの川崎部会長の御質問、法人企業統計調査と経済センサスの母集団名簿が違うことは、もう随分前、西村委員長だった頃から、そのかい離についてきちんと調整というか、調べてくださいと言われていたわけだと私は記憶しているのですけれども、それがきちんと進まないといけない。いろいろな意味で違いが出ているのだろうと思えます。例えば、税法上は休眠会社が含まれているけれども、経済センサス-活動調査なんかでは生産活動を行っているものだけに限定するとか、そういうことがあって、その問題は、法人企業番号で今後統一的に把握する、そういう法人企業番号の普及に伴って変えていくのが一つの考え方ではなかったかと思うのですが、その辺は議論を確認しておく必要があ



るのではないのでしょうか。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。ある意味、この統計委員会自体の方向性として確認すべき案件だと思いますけど、調査実施者、よろしいでしょうか。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 基本計画の課題でそのような課題が総務省、財務省に課されていると承知しております、まだ検討期限がもう少しあったかと承知しておりますので、きちんと検討しているのは聞いており、検討期限になりましたらきちんと御報告させていただくと承知しております。

○**樫部会長** これはいずれにせよ、今回の試み自体は統計委員会としてもむしろ良い方向で、将来的にそれが実現するような方向性を目指していただいていると認識しておりますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。将来に向けて重要なことだと思います。いずれにせよ、私の方で一応まとめさせていただきますけれども、基本計画あるいは前回答申に関する今後の課題の対応状況に関して、今回の総務省と経済産業省の取組については適当と判断させていただきたいと思います。ただ、今、御意見があったように、今後の方向に関しては、引き続き、ある種の回答者に対する利便、ないしは、この仕組み自体の法人企業統計自体が参入することについては、まだ今後、研究課題だと整理させていただければと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

今日、論点に関する審議はここまでにさせていただきたいと思います。一応、上がったことに関しましては是非部会審議報告等で私の方で報告させていただこうと思いますけれども、この後、むしろ時間を費やして、先ほど宮川委員からもありましたが、前回議論したことですね、前回の部会で継続審議になった案件、いわゆる支払利息等の廃止のほかですけれども、この指摘いただいた点について、本日、調査実施者から回答を説明いただいて、その上で審議を行いたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。資料4-1から4-3ですか、これにつきまして調査実施者から説明をお願いいたします。

○**上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** それでは、資料4-1から4-3、続けて説明させていただきます。

まず、資料4-1です。これは、今回の調査票Bの変更にしまして、現状どのようなことに対応して、今後どのように変更しようとしているかを、先日、調査票の様式だけで口頭でお伝えさせていただいたところ、多分複雑すぎて御理解いただけなかったため、その場でもう一度きちんと資料を出させてほしいとお願いしたものを、本日御説明させていただくということです。

今回、調査票Bの変更にしまして、現状、何を行っているかというのが、1ページ目になります。現在、何を行っているかを御理解いただきたいと思います。まず、ページ左の縦の2つの欄は、表面に記載いただく情報です。売上、費用、それから、その売上の内訳につきましては表面で御記入をいただくことになります。今回のこの例では1,600万円の売上があって、費用は1,000万円だということ。それから、売上の内訳は産業小分類レベル、約200の区分の冊子をお渡しいたしまして、その中身を記載していただくことで、

1,600万円の内訳を小分類の事業活動別に御記入いただいています。

それで、本来の裏面の情報ですけれども、今回、1,000万円の費用のうち、事業活動で大分類に近い21区分の費用の内訳を御記載いただくのが真ん中の列になります。今回のケースでは、情報サービス業、インターネット付随サービス業の部分に費用を90%投入していて、小売事業の部分に10%を投入しているというのが記入例です。

その内訳として、事業活動部分、この21区分の費用の内訳を御記入いただきたいということで、赤字はプレプリントです。プレプリントが自動的にされたものを企業にお渡しいたしまして、情報サービス業、インターネット付随サービス業に係る、こちらに転記している①から⑰までの費用を実額で記載してくださいとお願いさせていただいています。これで緑の欄が御記入いただけたということです。

それで、我々、何をしたいかということ、実はもう少し細かな事業区分の投入構造をSUT上は知りたいということで、情報サービス業、インターネット付随サービス業から更に細かく、表面の情報を用いて74区分に区分いたします。74区分のうち一番大きな内訳ですね。今回、この表面でいくとソフトウェア業と情報処理サービス業を束ねた情報サービス業の部分が売上で71%を占めていますので、13欄で御記入いただいた中身に0.71を乗じたものを一企業の情報として積み上げて、最終的に情報サービス業の投入構造を比率で出していくと、現状こういうことをしています。

1ページおめくりいただきまして、目指すべきものは何かと申しますと、今回、生産物分類を導入しますので、生産物分類が事業活動と1対1に対応できない状態です。ですので、売上の内訳から、74区分の事業活動区分の大きさの推定が難しいですので、直接企業に御記入いただくことを想定しています。まず、先ほど21区分から選んでいましたが、一番大きなものしか使っていないので、一番大きなものを想定してプレプリントいたしまして、その割合を記載して行って、その他は「その他」として全部まとめて御記入いただくと。大きなもののうち、情報サービス業、インターネット付随サービス業に区分される、含まれる74区分の事業活動を下の欄に全てプレプリントいたしまして、そのうち一番大きな情報サービス業について割合を記載していただき、その他は御記入いただく必要はないので、それで合計が100になるように御記入いただく。先ほど言ったように、情報サービス業、インターネット付随サービス業の大きな区分での事業活動の費用構造を御記入いただきますが、そのうち情報サービス業で7割と分かっていますので、情報サービス業、インターネット付随サービス業の投入構造に0.7掛けをして積み上げていくと。これで一企業の回答を作成して、この産業の企業を全部積み上げて、構成比の割合として結果を出すことを現在行っています。

今行っていることと、それから変更しようとしていることは以上になります。

続けて、資料4-2を御覧いただきたいと思います。1ページめくりまして、前回御議論いただいた中で、調査票の言葉として、11欄が「企業全体の事業内訳別の費用の割合」、その更に内訳として「費用の項目別内訳」という言葉を使わせていただいた。しかし、似たような言葉がたくさん並んでいて分かりにくいという御指摘を受けましたので、我々の提案といたしまして、次のように文字を変更させていただきたいと思います。新案として、

右の欄にありますけれども、11欄を「企業全体の事業別費用の割合」、そして、その内訳として12欄を「事業別費用の内訳」に文字を修正させていただきたいと。補足説明の赤字の部分も併せて変更させていただきたく提案となります。

最終的にプレプリントされる事項は何かも併せて御理解いただきたいのですが、次のページですね。青字の部分が基本的に事前情報、経済センサス等の情報でプレプリントする中身で、例えば事業の費用の割合、11欄に「通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業」を記載しましたら、その内訳、74区分の内訳を全て下の欄にプレプリントいたしまして、そのうち、事前情報で最も高いと想定される音声情報制作業に関してのみ割合を御記入いただく。それから、この21区分の通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業に関する、右の欄です、12欄の費用の金額を記載していただくことを想定しています。

これが、前回、口頭で説明させていただいて、分かりにくかったと思いますけれども、資料として一旦提示させていただきたいと思います。

それから、少し別の話になりますが、宮川委員から御指摘いただいている支払利息の調査につきまして、改めて資料を出させていただきたいと思います。

まず、何度も申し上げますけれども、経済構造実態調査の集計の方法であります。左が過去値です。経済センサス-活動調査で全企業から報告をもらったものについて、売上位8割の企業に対して、これが約20万企業になりますが、この企業に対して調査、実測を行って、報告を求めて、その翌年、翌々年の売上や費用の総額などの更新をかけていくと。一方で、売上下位の2割層、これは100万を超える企業となりますが、これにつきましては、上の情報、経済センサス-活動調査の情報を使って、それぞれの個票レベルで令和4年の状態を予測して、全ての法人企業の情報を推計して、それで全数集計をする仕組みを取っていると。これは御理解いただけていると思います。

こういう集計をしていますので、次のページ、おめくりいただきたいと思います。支払利息ですけれども、仮に、現行は調査事項ですので、調査結果としては上の赤字で調べているとおり、産業別に企業数、これは推計個票も含めた全ての企業数が並んでいます。それに費用、給与総額、租税公課、支払利息、それぞれの産業別に集計をしています。しかし、経済センサス-活動調査ではもう支払利息を把握していないため、仮に、令和4年以降、経済構造実態調査において現行どおり支払利息について調べたととしても、下位2割層ですね、100万を超える企業の支払利息がないと、推計困難ですので、企業数として、全数集計としては支払利息の情報は御提供できないということになります。ただし、支払利息を調べた場合、追加として表2の部分ですね、実測企業の部分だけを単純に積み上げた支払利息の表は作成できます。これは、売上ベースで8割程度の企業の集計となります。

この表1と表2を追加して作ることになるわけですが、表2の中身ですけれども、下に記載してあるとおり、売上ベースで上位8割の企業が対象となって、その実測された企業数になります。8割層は毎年の調査ごとに設定するので、集計対象となる企業は毎年変動すると。極端に言うと、小さな区分で見れば半分になったりすることももちろんありますし、寡占が進めば半分になったりする。シェアの大きな企業が別の産業に移ったりすることももちろんありますので、そういった場合には数が増えたりすることが起こり得ま

す。それから、8割層の企業における未回収の欠測につきましては、過去値の情報をベースに作業を進めますので、2020年調査において過去値が全くないので、ゼロ値補完を行うことも想定せざるを得ないということになります。もちろん、支払利息の記入率は非常に良いわけですが、そういったゼロ値補完を行うことも必要、また、過去値との比較による審査も実施できませんので、精度の確保がなかなか困難だという課題。それから、集計対象範囲が統計的に意味を持つかどうかは、は我々としては見出すことができず、利活用についても、先ほど言ったように企業数が動いてどの範囲を射程にしているのか分からない結果になるので、利活用にも適さないのではないかと我々としては考えているところでございます。

私からの説明は以上になります。

**○樫部会長** どうもありがとうございます。

ただ今の説明に関連して、事務局から補足の説明もよろしくお願いいたします。

**○中村総務省政策統括官（統計基準担当）室経済統計担当統計審査官** では、補足説明を私からさせていただきます。

私どもが通常、各省から承認申請が上がってきまして、その審査をするに当たって、どのような観点から審査を行っているかを御紹介させていただいた上で、委員の皆様方にも、そうした審査の視点を踏まえつつ御意見をいただきたいということでございます。

具体的には、調査事項を審査するに当たりまして大きく3つございまして、1つ目が調査目的に沿った調査事項とされているかでございます。今回の経済構造実態調査につきましては、御承知のことだと思っておりますが、少し繰り返しになりますが、今回の変更によって、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とするということになってございます。

それから、2つ目として、変更申請の場合、具体的な利活用等を踏まえた変更となっているかでございます。今回の支払利息を具体的にどのように活用していくのかが、調査実施者からの説明によると、なかなか難しいのではないかとございます。

それから、3つ目として、適切な集計が予定されているかでございます。集計表、今回の場合ですと表1と表2に分かれるような形になるということで、この辺りが適切かどうかといった観点ですね、このようなところを踏まえて御議論いただければと思っております。

以上でございます。

**○樫部会長** どうもありがとうございました。

多分、議論に関しては、今の資料4-1と4-2の部分、それから、4-3の部分が、前回以来、非常に重要な点だと思いますけれども、議論が拡散しないようにするために、まず、資料4-1と4-2に関しての御意見、御質問等をお願いしたいと思います。成田臨時委員、よろしくお願いします。

**○成田臨時委員** 資料4-1の1ページも2ページもなんですけど、費用に売上高割合を掛けてその事業の費用を出しているという理解で正しいですか。そうだとすると、事業分

類によって、一般的には売上高に比例しないです。例えばですけど、今、もしインターネットとスポーツ用品をやる会社があったとして、スポーツ用品は仕入れ販売なので、費用がものすごく掛かる。一方、インターネットの場合はほとんど人件費だけの場合があるので、費用構造的にはすごく少ない。ですから、売上高割合がその2つしかない事業があったとして、インターネットとスポーツ用品でインターネットの割合が7割あったとしても、費用は7割にはならないと思うのです。このようなことから、この0.7を掛けるというのはとても乱暴だと思うのですが、その点いかがですか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 確におっしゃるとおり、かなりおおまかなことをやっているのはもちろん重々承知しております。ただ、実際に厳密にやろうとして、情報サービス業に関する給与総額から外注費を記載してくださいとお願いすると、逆にほぼ書けない。そこの折衷的な案として、現在こういう方法を取っています。

○八木総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 すみません、補足させていただきます。今まではおっしゃるとおりの認識でございまして、今申し上げたとおり、書ける範囲、大分類ベースで記載していただいて、按分については、少しおおまかなところはあるかもしれませんが、売上ベースで按分してきたところです。今後につきましては、この資料の2ページ目になるのですけれども、その点も改善したいと思っております。売上の割合をお聞きするのではなくて、費用の割合をお聞きし、それを按分に使わせていただく形に変更させていただくことにより、ここも一体的に改善したいと思っております。

○成田臨時委員 もしその会社が事業を分類して、有価証券報告書のセグメント情報の事業の分類とここが一致するのであれば、事業の分類ごとに費用は把握していらっしゃるのでは、乱暴にパーセントを掛けなくても把握されていると思います。

○樫部会長 いかがでしょう。

○八木総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 ありがとうございます。おっしゃるとおり、セグメント単位での記入が可能であれば、もちろんそのまま実額も計算いただいて記載いただくのが理想でございまして、そういった御案内はさせていただきたいと思っております。ただ、一方で、産業分類、事業活動分類とセグメントがぴったり一致しているかという、それは場合にもよりますので、一律の記載の仕方としてはこのような形にさせていただいているところでございます。

○樫部会長 調査票の記入の手引きや何かに関しては、今のような配慮があると考えてよろしいですか。

○八木総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 はい。

○樫部会長 成田臨時委員。

○成田臨時委員 売上高で掛けるのではなくて費用の割合で掛けるのであれば、前よりは良くなったとは思っています。それから、そういうセグメント情報を利用することも可能であれば、分かりました。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。この点に関しましては、今回、実施者の方で出していただいたような修正でよろしいでしょうか。では、どうもありがとうございました。では、この

ように調査票が修正されたことを報告させていただきたいと思います。

それでは、続きまして資料4-3ですね、先般から議論になっていることに関しまして、是非委員の方々から御質問、御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**○宮川委員** 私がかかなり強く主張しているのですが、やはり一応お話をさせていただこうと思います。この資料の説明についてはそのとおりだと思っていますし、経済センサス-活動調査というベンチマークがない以上、毎年の推計として作成することは非常に難しいだろうなというのは、前回からも理解しておりますし、今日、先ほど議論になった資料4-1で、何をやろうとしているかは、基本的に、毎年ごとにSUTを作りたい、そういうことから売上高の比率を無理にというか、ある程度置いて費用を分割したいと、こういうお考えだということは理解しました。そう考えると、事業ごとに、おそらく企業で支払利息を費用項目、この前の調査票の中に費用項目を立てるのは難しいだろうと私は思っていますけれども、全企業ベースでの支払利息は置いておいても、私は調査として置いておけば良いだろうと思っています。それは先ほど来言っているように、経済構造実態調査のカバレッジが非常に広ければ、逆に経済産業省企業活動基本調査と統合したときにその支払利息を使えば良いわけで、経済産業省企業活動基本調査も事業ごとの支払利息を記載しているわけではないので、転記をすればそれで済むことだと。だから、統合するのだったらなおさらのこと、項目を1つ入れておけば良いのではないかと考えます。

それから、私が審査の視点で外れたことを言っているかのように言われるのはあまり気分がよろしくないと思います。調査目的に沿った調査事項とされているかについては、付加価値等と先ほども説明されたのですから、支払利息が企業全社レベルでの付加価値を考える上では必要事項で、ただ、国民経済計算がその利払いについて非常に特別な計算の仕方をしているからそうになっているわけですね。ですから、通常の企業の利払い負担とか、これからいろいろ必要になってくるときに、支払利息はありません、そこから付加価値が計算できませんというのは、私が外れたことを言っているかのように思われて非常に慚然としています。

それから、変更申請の場合、具体的な利活用等を踏まえた変更となっているかということですが、現在の利活用なのか、それとも、こうした企業レベルでのデータを蓄積した場合に、今後こういうことも使えるのではないかということを想定したときに、それも含めてのことなのか。これは例えば、先ほどの特定サービス産業の調査のように、データを示して、長年行ってきたのだけれども、結果的には利用がなかったと言われるのであれば、それはやむを得ないことだと思いますけれども、将来の利用可能性といっても、調査目的にはほぼ沿った利用可能性を排除した形でも、現在の利用だけに限って考えるのはおかしいのではないかと思います。おそらく、総務省、経済産業省でSUTを作ることでこれだけの貴重な統計を考えるのか、それとも、今まで工業統計などもかなり個票が使われているので、そういう中でよりカバレッジの広い統計として使われる可能性も排除してしまうのかは、少し議論していただきたいところだと思います。

適切な集計とは、おそらくおっしゃる部分も大きいでしょうが、決して3つのうち全て

に沿っていないことでは私はないと思います。改めてこういうことを出されるのは、私がそういうことを踏まえてないかのように思われて、少し無然としています。

以上です。

**○樫部会長** どうもありがとうございます。逆に、宮川委員が統計委員会で発言した趣旨については、今日の部会の最初でむしろ情報共有されていたということで、今回の部会の審議においては、今、宮川委員がおっしゃられたようなことを配慮する方向で今行っているということだけは、私からも申し添えたいと思います。

いかがでしょうか。今の宮川委員の御質問に関しては、調査実施者では何かございますか。

**○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 私から答えさせていただきます。

今回出させていただいた資料のとおりでございます。支払利息を仮に調べたとしたら、企業数としては実測されたものの集計、これはできます。ただし、これが何に使われるのか、私どもでは答えを持ち合わせておりません。これが本当に必要なのであれば、それはやらなければいけないと思っております。何に使うのかが我々としては分からないということだけお伝えさせていただきたいと存じます。

**○宮川委員** 1つは、今回の経済構造実態調査は工業統計調査を廃止してやられるわけですから、工業統計表の使用のレベルにおいてきちんと支払利息があって、支払利息については乙調査票とは違って、個票のレベルでも研究者がきちんと申請をしているわけですね。そこを、集計のことだけを考えてやられているのが問題なのではないかと申し上げているわけです。

**○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 行政機関の建前で申し上げて本当恐縮なのですが、個票を整備するのではなくて、制度上、あくまでも統計表を整備するために調査しているので、何か成果物としての統計はやはりきちんと理屈としてつけなければいけないのではないかとというのが、調査実施者としての立場です。

**○宮川委員** いえいえ、でも、工業統計調査を包摂するわけですから、工業統計調査の支払利息はなくなるのですよね。

**○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長** 宮川委員、すみません、工業統計調査では支払利息は把握していません。

**○宮川委員** 把握していませんでしたか。

**○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長** はい、支払利息は把握していません。費用ということで電力とかガスとかは捉えていますけれども、支払利息は把握していません。

**○宮川委員** そうでしたか。

**○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長** はい。

**○宮川委員** それは失礼しました。

**○樫部会長** いかがでしょう。基本的に今の支払利息の問題に関しては、今日の資料4-3における2のような集計は基本的にできる。それによって、ある種のマイクロデータ的なものの提供の可能性も担保できるため、この集計自体の解釈とか意味がどのようになって

いるかが分かれば、部会としてはこういうものを作っていこうと判断ができるのではないかなど、そういうことですね。そういう話ですね。

○宮川委員 事業所レベルではそうですね、支払利息は把握できないわけですね。申し訳ありませんでした。

○樫部会長 いかがでしょう。前回の部会以来の議論でありますけれども、マイクロデータとしてのニーズは私も重々承知した上で、今のような形でうまい落としどころを考えていただきたいなと思っているところですけど。

○萩野総務省統計委員会担当室長 すみません、統計委員会担当室です。よろしいですか。

○樫部会長 はい、是非よろしくお願いします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 担当室としては、我が国の公的統計の全体的な整備につながるものであればきちんと議論していただきたい立場でありますけれども、その観点で、宮川委員から経済産業省企業活動基本調査へのデータの転用の可能性について御質問がありましたけれども、これについての可能性はいかがでございましょうか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 もちろん調べれば転用はできるわけですが、母数の数が全く違う現実はございまして、経済構造実態調査は20万企業、更に7万増やす想定をしています。仮にそちらにデータを渡すために20万企業に報告を求めて経済産業省企業活動基本調査の3万に渡すというのは、少し外向けの説明としては、私にはできないと思います。

○樫部会長 いかがでしょうか。この情報自体の必要性とか、あるいは、もちろん経済センサス-活動調査自体の見直しにも関わることかと思うのですけれども。川崎部会長、よろしくお願いします。

○川崎部会長 これは確かに大変判断に迷う微妙な問題で、私も迷うのですが、私はどちらかというところ調べるほうが良い、調べるような理屈をつけて調べたほうが良いという立場で今います。それは、今、統括官室の方から伝統的な統計法上の審査の視点について説明されましたけれども、それはそれで、特にどちらかというところ、これは回答者の立場に立って審査してきた視点だと私は思います。これ、もう少し利用者の視点をやはり入れざるを得ない、今の時代そうなっていると思いますので、そういう意味からすると、私は宮川委員がおっしゃったお考えは大変よく理解できると思います。

現実の問題として、多くの企業でこの支払利息を記入すること自体はそれほどの負担ではないということ。それに対して、まだ利用のフロンティアはどこまで広がるか分からないけれども、可能性があるのであれば、私は、今の表2のようなところで、不完全で限定的ではあるかもしれませんが、それはやはりそういうものでも使ってみるようなことを行っていくことで、更に利用が広がってくるのではないかと思うのです。要は、現在、目に見えているところで消極的利用を限定的に考えるのではなくて、やはり将来的なことをもう少し考えていく必要があるのではないかと。したがって、先々は、先ほど樫部会長がおっしゃったように、今後の経済センサス-活動調査で、では支払利息をどうするのかももちろん考えなければいけなくなってくると思うので、やはりこれを行っていくことがこういうことの統計の充実の第一歩にもなるのではないかと思うので、審査の視点をあまりしゃく



し定規に捉え過ぎない方が良いのではないかと思います。私はそういうふうに考えながら、これは限定的な集計であっても意味があり得る、それをこれから探していかなければいけないと考えます。

以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。

ほかに御意見等頂戴できればと思います。委員、専門委員の皆様方、よろしくお願いたします。菅臨時委員、よろしくお願いたします。

○**菅臨時委員** この件なのですけど、ポイントは、実測値だけの集計を認めることだと思うのですね。前例にはなるので、今後、実測値のみの集計を認めることを統計委員会として判断したことにはなると思うのですね。だから、そういう判断でこうなりますということは皆様も了解ですねということなのですね。だから、今後、ほかの調査事項が発生して、少し難しいときに、その補完と言ったら良いか、埋めるのが難しいというときに、実測値のみの集計を今後認めていきますという、そういう意味では大きな判断なので、それをここで判断なさるのであれば、私は是非今回やるべきだと思います。

○**樫部会長** 川崎部会長、よろしくお願います。

○**川崎部会長** 大事な御指摘だと思います。確かにここの部分は、この集計をやると、ほかのところから、この統計の中からは少し異質なものになるということで、私は、それは当然認めるべきだと思います。それは幾つか理由があるのですが、実はこの経済構造統計は、経済の基本的な統計の体系の一番大きな統計調査なわけですね。その中でのカレントな毎年のデータを取っていきこうというものですので、しかも、まだ始まって間もないわけで、1回目の見直しの審議にもなっているわけで、そういう中で、やはり少しずついろいろな新しいことをチャレンジしていくようなことをするのは特に大事なことはないかと思います。成熟し切った調査でどれだけチャレンジをするかは別の問題かもしれませんが、私は、特にこの環境の中では、変化しながらより良いものを求めるという意味でも、これは入れて検討していく価値があるものではないかと思いますので、これは、全て何でも、ある統計調査の中での集計の体系の中で突然変なものを入れても良いとかいう意味で言っているのではなくて、これは大きな非常に重要な根幹の統計であるということの中で、しかも、今成長中の統計であるということもあって、だからこそ、これを行ってみるべきだと思います。それはもしかしたら菅臨時委員のお尋ねとすれ違いになっているかもしれませんが、私はそのような考えでこれはやった方が良いと考えます。

以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。

ほかにも御意見いただければと思いますけれども、宇南山臨時委員、何かこの点について御意見ございますか。

○**宇南山臨時委員** 私も、結論から言えば、調査した方が良いのではないかなと考えているのですが、先ほど樫部会長からありましたけれども、本体の経済センサス-活動調査で今後どういう扱いをしていくかというときに、もちろん、経済センサス-活動調査と平仄を合わせるのが良いとは思いますが、経済構造実態調査でいろいろあって難しいと言うと、

経済センサス-活動調査の審議のときに、今度は経済構造実態調査が行っていないということ根拠に難しいとなってしまいます。今、川崎部会長がおっしゃったように、発展していく中で実績を積み重ねてしまうこと自体が非常に大きい足かせになってしまいます。その意味では、いきなり経済センサス-活動調査でやるよりは、取りあえず経済構造実態調査でこういう調査の仕方とこういう集計の仕方で行ってみて、限定的な集計であるにせよ、行ってみましたという実績を基に、より大規模な経済センサス-活動調査で議論を進めていくのが健全な姿のような印象を持っております。

以上です。

**○樫部会長** どうもありがとうございます。

この点につきましては、委員の皆様方全体に意見を聞きたいと思っております。岩下委員、もし意見があればよろしくお願ひいたします。

**○岩下委員** 岩下です。私、この統計、昨年発表されたときに、コロナ禍前の日本経済の構造がすぐ分かるデータとして非常に重宝した経験がございます、この統計はうまく育てていただきたいなという気持ちで見守っております。ですので、今回少しチャレンジングになるのかもしれませんが、新たな試みという意味で、実態を計測したもの、ゼロ値補完にはなってしまうかもしれませんが、行ってみる価値はあるのではないかと、そんなふうに思っております。

以上です。

**○樫部会長** どうもありがとうございます。

成田臨時委員も何か御意見ございましたら、よろしくお願ひいたします。

**○成田臨時委員** すみません、統計の専門家ではないのですが、一般企業は、前回は申し上げたように、総勘定元帳で支払利息は必ず計上していますので、一般企業の負担にはならないと思います。

**○樫部会長** どうもありがとうございます。

基本的に、先ほど言いましたように、経済構造実態調査に新しくこういうものが出てきて、先ほどの菅臨時委員の御指摘の話については、現時点では実測値だけの非常に例のない集計になっているけれど、将来的には、経済センサス-活動調査に反映されれば、推計集計がこちら側でもできてくる状況も実現する可能性はあるということです。実測値の集計に基づく集計を今後の先例にするかどうかは別として、将来的にそういう形のものをほかの経済統計の中で実現する、そういうことを記録に残すのならば、私は、今回、これをマイクロデータとして取ること、ほかのデータベースにもきちっと投入できるという利便性もありますから、今のお話を伺うと、これを認めること自体はその方向で議論して良いのではないかと思います。これにつきましても調査実施者は是非よろしくお願ひします。

**○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** すみません、ちょっとお願ひなのですが、最後に、本当に懸念がないかどうか確認をさせていただきます。

**○樫部会長** そうですね。

**○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長** 皆様方の御議論、御意見は十分分かりましたので、ただ、その懸念が本当にないかどうかだけ確認させていただいて、次回、どのよ

うに対応するかをこちらからお示しさせていただきたいと考えますが、いかがでしょう。

**○樫部会長** 分かりました。では、もう一回、今回この部会でこの種の意見が出たということ踏まえて、次回の部会で事務局の対応も含めて回答いただく、そういう整理でよろしいでしょうか。これは、先ほどありましたように非常に重要な案件で、これまでの公的統計の基本的なものとは少し違う形になると思いますので。それから、私が感じているのは、今回諮問の対象になっていない経済センサス-活動調査に関しても、ある程度、一つの課題を出す形になってしまうのではないかと思うので、部会審議もさることながら、統計委員会自体での判断も非常に重要ではないかなという気がいたしております。

いかがでしょう。私自身は、今回まとめるというよりは、以上のような形でもう一回継続審議になってしまいますけれども、皆様方、いかがでしょう。何か御意見あれば、よろしく願いいたします。

**○宮川委員** 部会長をはじめ、委員の皆様、私の乱暴な議論に付き合ってくださいましてどうもありがとうございます。感謝します。部会長のおまとめで結構だと私は思っております。今日、企業の統計をどうするか、また、負担を軽減する中でどのようにされていくかを事務局の方も非常に考えられていることはよく分かりましたので、その中で一番カバレッジの広いところで企業負担が少ない項目を取っていただければ、それは、集計だけでなく、企業レベルでの分析にとっても役に立つのではないかと考えております。

ついでに言いますと、アメリカではむしろ、個別の統計に比べ、個別にこれも必要だと言って研究者がやるよりも、公的な統計に付加して、時々、例えば経営状況なんかの調査項目を加えたりしています。これは工業センサスでもそういったケースを見ておりますので、そうしたことが逆に結果的に企業の負担を減らすと私は考えております。少し、私、乱暴な言い方をしましたけれども、それはお詫びして、御理解をいただければと思います。失礼しました。

**○樫部会長** どうもありがとうございました。

いずれにせよ、今日、部会の意見はある程度まとまってきてはいると思いますけれども、調査自身としては非常に大きな変更になる可能性がありますので、次回も継続審議で、その段階でまとめさせていただければと思っております。

以上、今日、継続審議案件がまた出ましたけれども、今日検討しているものに関しては、最初にありましたですかね、事業所母集団名簿の本来整備に関わるようなことにつきましても、今回の調査の中でできることは調査内でもやるべきことはやるという話、ここが一つのちょっと大きな論点であって、それはこの部会の中で、今日、経済産業省から御回答いただいたような形のを追記していく形で整理させていただいて、そのほかはほぼおおむね適当ということ。先ほどの一番大きな問題については継続審議、それから調査票Bの若干の修正についてもこの部会の中で検討されたという整理になったのではないかと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ予定の時刻にもなってきていますけれども、よろしいですかね。第3回の部会は、かなり今日の宿題事項もありますけれども、検討をお願いしている事項等々ございますが、調査票Bに関わる具体的なイメージとか、先ほどの表の整備などもありま

したけれども、残りの審議事項に関して審議を行っていくという形にしたいと思います。

本日の部会審議の内容につきまして、追加意見、御質問、お気づきの点等ございましたら、連休明け5月6日（木）までに事務局まで電子メールによって御連絡いただければと思います。

本日の部会審議の模様につきましては、次回の第3回目の審議と併せて、5月の統計委員会、私から報告させていただきたいと思います。

それでは、事務局から連絡事項があれば、よろしくお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）室経済統計担当統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。次回の部会は5月18日（火）に予定しております。時間はまた調整させていただければと思いますが、午前中に開催いたします。新型コロナウイルス感染症の状況によっては次回もWeb開催となる可能性がございますが、実開催となった場合は第二庁舎の6階特別会議室にて行います。

また、先ほど椿部会長からもお話しいただきましたが、追加での御質問ですとかお気づきの点等ございましたら、5月6日（木）までにメールにより事務局まで御連絡をお願いいたします。

最後に、本日の部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○椿部会長 どうもありがとうございました。

今日も非常に活発な議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の部会は終了します。感染症の中でこういう形で対面の議論とは違うことになっていきますけど、いろいろな御意見をいただいたことは重ねて感謝申し上げます。次回の部会審議につきましてもどうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。これで閉会とします。